

情審第10号

令和7年(2025年)9月1日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について(答申)

令和6年(2024年)7月11日付け職第815号で諮問(諮問第42号)のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分については、対象文書のうち個人別決算資料については、通勤手当額及び合計を公開することが妥当である。

また、通勤届については、特別職職員のうち市長、副市長及び教育長については、住所の市町村名及び字名の一部、印影、通勤方法（鉄道の場合に具体的な路線名は除く。）及び通勤手当支給額の合計を公開とし、それ以外の情報は非公開とすることが妥当である。

特別職職員のうち政策監及び病院事業管理者については、印影及び通勤手当支給額の合計は公開とし、それ以外の情報は非公開とすることが妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年4月5日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、小田原市の全ての特別職職員にそれぞれ支給している住居手当や交通費など全ての手当について、「2020年5月以降、毎月の支給額が分かる資料」及び「支給額の根拠となる各個人から提出された申請書や届出などの書面」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、対象文書を特別職職員である守屋市長、鳥海副市長、玉木副市長、柳下教育長、八木政策監及び川口病院事業管理者（以下「対象特別職職員」という。）の個人別決算資料及び通勤届と特定し、令和6年4月22日付けで、当該個人別決算資料及び通勤手当について一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を、「職員番号、印影、住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額（通勤手当、一般職であった時の給料及び手当額）及び経路略図」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって公にすることにより、職員個人の権利利益を害するおそれがあるためとした。

なお、公開をしないとした部分は、個人別決算資料については、「職員番号、通

勤手当額及び合計」であり、通勤届については、「印影、職員番号、あなたの住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額及び経路略図」の部分である。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和6年5月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年6月7日付けで弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが、反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和6年7月11日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 特別職職員のうち副市長等の住所については、市議会に提出する選任議案に記載されており、報道機関にも情報提供されている。
 - (2) 通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定機関及び支給額についても、直ちに個人の住居を特定できるものではない。
 - (3) 通勤手当は公費から支出されているものであり、その支出が適正になされていることに対して、市は市民に対する説明責任を持つものであり、特に支給額を非公開とした市の処分は著しく不当で不誠実なものである。
 - (4) 他自治体の情報公開審査会において、職員の通勤届の情報公開請求に対し、主たる届出の理由、通勤方法、通勤方法ごとの起点及び終点、通勤方法ごとの距離

数、所要時間、乗車券等の種類、乗車券等の額、総通勤距離及び総所要時間を「開示すべき」と答申している。

(5) 本件処分により、審査請求人は公開請求権を侵害されていることから本件処分の取消しを求める。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とした情報は、条例第8条第1号の要件を満たすものである。
- 2 本件請求は、人物を特定した上での公文書公開請求であって、公文書に記載されている全ての個人に関する情報は、必然的に「特定の個人を識別できるもの」となる。
- 3 通勤届には、職員の住所、住所から勤務地までの通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額等の記載がある。これらの情報が公開されることにより、当該職員がどの地域に居住しているか、どのような経路を使い、どのくらいの時間をかけて通勤しているかが公になり、職員の生活環境及び安全に影響を及ぼす。
- 4 副市長等の市議会に選任議案に記載された住所と通勤届に記載されている住所は届出の提出時期等の理由により、選任議案の住所と同一のものであるとは言えない。選任議案と同一であれば公開し、異なれば非公開とすることで、当該職員が現在も選任議案に記載された住所地に居住しているか否かが明らかにされてしまう。
- 5 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)において、通勤とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間の往復を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」と規定されていることから、通勤に関する情報は、条例第8条第1号イに規定する職務の遂行に係る情報には該当しない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 公開をしない理由とした条例第8条第1号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号に該当するためとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その範囲につき見解が分かれることが少なくないため、個人を識別しうる情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的公開事項として列挙している。そこで、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分である「職員番号、印影、住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券

等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額（通勤手当、一般職であった時の給料及び手当額）及び経路略図」の非公開情報該当性について検討していく。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

ア 個人別決算資料について

(ア) 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、各種業務システムにおいても使用されている。したがって、職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第8条第1号に該当する。

(イ) 印影について

実施機関は、「本件は、人物を特定した上で公文書の公開を請求したものであり、いずれの公文書もこれを公開することによって、記載されている情報が誰のものであるかは明らかになる。すなわち、公文書に記載されている全ての個人に関する情報は必然的に特定の個人を識別できるものとなり、条例第8条第1号に該当する。」と主張しているが、本件においては、既に該当する職員の氏名を公開していることから、印影を非公開とした場合に守られる個人の権利利益が存しないため、条例第8条第1号に該当しない。

(ウ) 通勤手当額及び合計について

「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例」及び「小田原市政策監の設置等に関する条例」において、対象特別職職員に支給される給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当と明記され、距離、通勤方法の別等で額が異なる通勤手当以外の額は明らかにされていることから、通勤手当においても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第8号第1号ただし書アに該当する。

イ 通勤届について

(ア) 職員番号について

上記ア(ア)と同様、職員番号は、条例第8条第1号に該当する。

(イ) 印影について

上記ア(イ)と同様、印影は、条例第8条第1号に該当しない。

(ウ) 住所、通勤方法等について

a 対象特別職職員のうち市長、副市長及び教育長について

通常、氏名とともに記載された住所は、特定の個人を識別することができるものとして、条例第8条第1号に該当する。

しかし、市長にあつては当選時の告示に、副市長及び教育長にあつては市議会に提出された選任議案に住所が記載されている。これは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第8条第1号ただし書アに該当するものであるが、令和6年9月市議会定例会以降、市長が選任議案を提出する際、住所記載についての方針を変更し、市町村名及び字名の一部に留めることとしている。この措置は、市民としての平穏な生活を送る利益を保護する観点に基づくものであり、当審査会も当該措置を適切なものとする。

したがって、既に住所が公表されている対象特別職職員であったとしても、地番などの詳細部分を公開することは、第7・1(1)で述べた個人の正当な権利利益を保護するという条例の趣旨に反するものであるから、地番などの詳細部分は、条例第8条第1号に該当する。

通勤方法には、自家用車、鉄道等の記載があり、これを公にしても個人の住所が具体的に特定され、個人の権利利益を害するおそれは生じないため、条例第8条第1号に該当しない。ただし、鉄道の具体的な路線名の記載がある場合については、公にすることで、住所が特定され、市民としての平穏な生活が脅かされるおそれがあるため、鉄道の具体的な路線名は、条例第8条第1号に該当する。

利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、経路略図については、鉄道の具体的な路線名と同様、条例第8条第1号に該当する。

b 対象特別職職員のうち政策監及び病院事業管理者について

政策監及び病院事業管理者は、議会の同意を要しない職であることから、住所を公にしていない。なお、政策監にあつては、任命時の住所の一部が小田原市のホームページに掲載されているが、既に退職となっている

事実があることから、それをもって、現時点においても公開すべき情報とすることはできない。

よって、政策監及び病院事業管理者の住所は、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当する。

また、通勤方法等についても、住所が公にされていないことから、通勤方法等を公開することにより、ある程度住所が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当する。

(エ) 通勤手当支給額について

通勤手当支給額については、上記ア(ウ)と同様、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第8号第1号ただし書アに該当する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年 7月 11日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年 8月 21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 10月 10日	第93回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 11月 22日	第94回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 12月 19日	第95回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 1月 31日	第96回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 3月 13日	第97回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 4月 14日	第98回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 5月 22日	第99回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 6月 19日	第100回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 7月 31日	第101回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 8月 28日	第102回情報公開審査会 答申案の審議